

令和3年4月15日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

まん延防止等重点措置実施に伴う留意事項等について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、文京区を含む都内地域に、令和3年4月12日から5月11日までを期間とするまん延防止等重点措置が実施されることになりました。

まん延防止等重点措置の実施による主な対応は、大都市圏との往来自粛、飲食店等の営業時間短縮要請となっており、重点措置実施期間中においても保育園の運営は通常どおり行ってまいります。依然、園における感染拡大防止対策が必要な状況は変わっておらず、下記について、改めてご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 保育園は濃厚接触の場です。園では感染リスクを下げるため、出来る限りの対策はしておりますが、子どもたちを2メートルずつ離して遊ばせることは出来ず、くしゃみや鼻水、涙などが誰からも出ない日はありません。園での生活は、一定の感染リスクが発生するものとして、ご理解くださいますようお願いいたします。

※園児や職員が陽性となった場合、感染拡大防止のため臨時休園とすることがあります。

2 登園前にお子さんの体温を測定し、発熱や呼吸器症状がある場合は園にお知らせの上、お休みください。（職員も出勤前の検温を行い、同様の対応をいたします。）

※前日等に発熱や呼吸器症状が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、症状が改善傾向となるまでは登園できません。

- 3 お子さんの登園時及び保護者の方の登降園の際には、手洗い等にご協力ください。
- 4 保護者の方にはマスクを着用していただき、登降園時等で人が滞留しないようご協力ください。
※子どものマスク着用は、触る、外す、落とす、再びつけることなどによる感染リスクや、窒息や熱中症のリスクが高まる状況も懸念されるため、文京区では、一律にマスクを着用することは求めています。一方で、マスクは感染拡大防止に有効な手段でもあることから、各ご家庭の判断でマスク着用を希望される場合は、健康観察や安全面を考慮して外す場合があることをご了承いただいた上で着用としております。
- 5 園の行事等は、感染状況を注視しながら実施していくこととしており、中止・延期・縮小する場合がございます。
- 6 その他、園の感染対策にご協力をお願いします。
- 7 お問い合わせ
 - ◎区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
 - ◎私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
 - ◎在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）